

# 令和3年度補正予算（12月定例会）

令和3年第4回鳴沢村議会定例会(12月議会)に、鳴沢村一般会計補正予算案が提出され、12月21日の本会議における議決を経て成立しました。

鳴沢村一般会計補正予算は、補正前の予算額に1億2,648万3千円を追加し、補正後の予算額は22億7,764万4千円となり、特別会計を含む全会計の補正後の予算額は31億7,232万8千円となりました。

## 令和3年度予算額の状況(会計別)

| 会計名      | 補正前額<br>A    | 補正額<br>B    | 補正後額<br>A+B  |
|----------|--------------|-------------|--------------|
| 一般会計     | 21億5,116万1千円 | 1億2,648万3千円 | 22億7,764万4千円 |
| 特別会計     | 8億7,126万2千円  | 2,342万2千円   | 8億9,468万4千円  |
| 国民健康保険   | 4億545万6千円    | 147万2千円     | 4億692万8千円    |
| 簡易水道事業   | 9,752万6千円    | —           | 9,752万6千円    |
| 介護保険     | 3億1,578万4千円  | 1,922万円     | 3億3,500万4千円  |
| 介護予防支援事業 | 375万9千円      | —           | 375万9千円      |
| 後期高齢者医療  | 4,873万7千円    | 273万円       | 5,146万7千円    |
| 合計       | 30億2,242万3千円 | 1億4,990万5千円 | 31億7,232万8千円 |

## 一般会計 補正予算の主な概要

### 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

村内に住所を有する18歳以下の児童を持つ年収960万円以下の世帯に対し児童1人につき10万円を支給するものです。

■事業費 4,786万5千円

■財源 国庫支出金（全額）

### 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業

令和3年度の住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の給付を行なうものです。

■事業費 3,942万9千円

■財源 国庫支出金（全額）

### 新型コロナウイルスワクチン予防接種事業

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種、及び5歳から11歳までのワクチン接種に対応するための経費です。

■事業費 1,598万5千円

■財源 国庫支出金（全額）

### 森林保護事業費

鳴沢村ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱に基づき、ナラ枯れ被害木の処理経費の2分の1（上限10万円）を補助するものです。

■事業費 400万円

■財源 一般財源（全額）

## 国民健康保険特別会計 補正予算の主な概要

### 国民健康保険事業費納付金

事業主体である県に支払う納付金の不足額を増額するものです。

|      |            |
|------|------------|
| ■事業費 | 147万2円     |
| ■財源  | 一般会計からの繰入金 |
|      | 120万円      |
|      | 一般財源       |
|      | 27万2千円     |

## 後期高齢者医療特別会計 補正予算の主な概要

### 広域連合負担金納付事業

山梨県後期高齢者医療広域連合に支払う負担金の不足額を増額するものです。

|      |                |
|------|----------------|
| ■事業費 | 273万円          |
| ■財源  | 後期高齢者医療保険料（全額） |

## 介護保険特別会計 補正予算の主な概要

### 施設介護サービス給付事業

施設介護サービス利用者の増加に伴い、予算に不足が生じるため増額を行うものです。

|      |         |       |
|------|---------|-------|
| ■事業費 | 1,400万円 |       |
| ■財源  | 国庫支出金   | 238万円 |
|      | 支払基金交付金 | 378万円 |
|      | 県支出金    | 245万円 |
|      | 一般会計繰入金 | 175万円 |
|      | 一般財源    | 364万円 |

#### ■問合せ先

総務課財政担当

☎0555-85-2311

# 障害福祉サービスのご案内

- ・身体／療育／精神保健福祉 手帳を取得したい場合はどうしたらいいの？
- ・自立した生活に向けての訓練や就労につながる支援はあるの？
- ・障害者手帳、障害年金をもらっているけれど、重度医療費の助成は受けられるの？
- ・日常生活を送るために、車椅子・義肢・ストマ・介助用自動車等が必要だが、何か助成があるの？
- ・特別児童扶養手当の対象になるの？



など、障害福祉サービスについて疑問はありませんか。

障害福祉のサービスは、種類によって事前申請が必要な場合もありますので、福祉保健課までお問い合わせください。

●問合せ先 福祉保健課 障害福祉係 ☎0555-85-3081